

ビッグシップ航海デー「SUN-INハンドメイドフェスタ2021」

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

開催日時 2021年12月5日(日) 10時～16時
場 所 米子コンベンションセンター 多目的ホール

監修 ビッグシップ航海デー実行委員会

※運営スタッフおよび出店者は必読のこと

1. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方

主たる感染経路は「接触による感染」と「飛沫による感染」
発症前1日ないし2日前の無症状・無知覚状態が最も感染力が強い

上記2点を踏まえ、SUN-INハンドメイドフェスタ（以下、「フェスタ」という。）開催にあたっては、イベントが行われる会場内はもちろん、会場周辺・イベント開催前後においても「接触感染」と「飛沫感染」、「マイクロ飛沫感染」のリスクをいかに極限まで減らせるか、そして万が一感染が発生した場合に感染経路の追跡を可能とするか、この2つを感染予防・感染拡大防止対策の主眼とする。

2. 感染予防対策

(1) 主催者、出店者、来場者にて共有すべき「基本行動ルール」

- ① フィジカルディスタンスの確保・接触機会を減らす
- ② マスク着用・大声を出さない・咳エチケットの徹底
- ③ 手洗い・手指消毒の励行（各所へアルコール消毒液を設置）
- ④ 「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避
- ⑤ 日常健康管理（体温測定・健康状態チェック）

(2) 会場設営時に講じるべき対策

- ① 「接触確認アプリCOCOA」を推奨する掲示物を設置する。
 - ▶ 入場前に登録できるよう、入場受付（情報プラザ）にインストール及び起動、登録を呼びかけるQRコード等を掲示する。
- ② 設営からフェスタ終了後の撤収完了まで十分な時間を設定し、全体を通じて密な空間の防止に努める。
- ③ 出店ブースは、購入待ち等で来場者が密集しないよう間隔を空けて並べる空間を各ブース間に設けるとともに、飲食ブースなど人の並びが出来てしまう場所へはフィジカルディスタンスを確保できるよう床にテープ貼付け等で目安を示す。
- ④ 飲食販売ブースは、来場者と直接対面になることを避けるため透明ビニールカーテンで遮蔽する。
- ⑤ フードコートは、入口と出口を別々に設け、更に誘導員を配置して、密な空間の防止に努める。
 - ▶ 長机1台に対し2席とし、机と机の間隔も十分な距離を保ち人同士が対面にならないよう配置する。
 - なお、対面の席にはパーテーションを設置する。
- ⑥ 入場口と退場口は別々に設け、ベルトパーテーション等を活用しながらスムーズな誘導に努め入退場を管理する。並ぶ際もフィジカルディスタンスを確保できるよう床にテープ貼付け等で目安を示す。
- ⑦ 十分な換気のため、会場内では空調設備を稼働させながらホール内のすべての扉（搬入口含む）を可能な限り常時開放する。
- ⑧ トイレにおいては密集及び感染防止のために使用中止個所を設ける。並ぶ際もフィジカルディスタンスを確保できるよう床にテープ貼付け等で目安を示す。
- ⑨ 感染防止のため会場内のゴミ箱は撤去し使用中止とする。但し、フードコート内には可燃・不燃ゴミ用のゴミ箱を設置する。

(3) 主催者及び出店者が講じるべき対策

出店者を含むフェスタ関係者は、万が一の失策がその後の山陰エリアへのイベント開催や社会的信用に

影響を及ぼすことを肝に銘じ、一人一人が緊張感をもって業務にあたらなければならない。

少しでも体調が悪いと感じた場合は勇気をもって休むことが必要であり、同時に責任者は体調不良者が出た場合の代替プランを準備しておく必要がある。

①感染予防・感染拡大防止策

▶始業時及び搬入時の検温を義務づけ、以下に該当する者は業務に従事させない。

- ・ 当日または前日に37.5°C以上の発熱や咳、下痢、味覚障害、嗅覚障害等の症状がある者
- ・ フェスタ開催より過去14日以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者
- ・ 開催日より過去14日以内に「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」対象地域への訪問歴がある者
- ・ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる者

▶常時マスク、フェスタ開催中は原則フェイスシールドもしくはアイガードを着用し、手洗い・手指消毒を徹底する。

▶フェスタ関係者すべての氏名、連絡先を把握しておく。

▶接触確認アプリ「COCOA」を事前にインストールし会場入り前に各自が稼働確認を行う。

▶来場者への声掛け（大声での呼び込み）は控える。

▶商品の会計時は、現金の手渡しを避けトレイに置いて受け渡す。

②フィジカルディスタンスの確保

▶フェスタ関係者間で過度な密接は避け、フィジカルディスタンスを確保しながら業務にあたる。

③食事と休憩

▶休憩スペース（楽屋）の利用時は混雑を避けるとともに、使用した身の回りの机・椅子は各々で消毒する。アルコール消毒液と拭き取り用ペーパーは室内に準備しておく。

▶食事時の会話は極力控えるようにし、会話をする場合は食事終了後にマスクを着用のうえ行う。

④トイレ

▶フェスタ関係者は来場者用トイレを使用せず楽屋トイレを使用する。

▶トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする。

▶トイレ後は必ず石鹸で手洗い・手指消毒を行う。

⑤換気

▶フェスタ開催中は会場空間の扉を最大限開放したうえで、会場の空調設備も稼働させ空気を換気する。

▶楽屋、ホワイエについても常時換気を行う。

(4) 来場者に対して講じるべき対策

①入場時の確認事項

▶掲示物により来場者へのセルフチェックを促し、以下の項目にあてはまる方のみ入場可能とする。

- ・ 発熱や咳、下痢、味覚障害、嗅覚障害等の症状がないこと
- ・ フェスタ開催より過去14日以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がないこと
- ・ 開催日より過去14日以内に「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」対象地域への訪問歴がないこと
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないこと

- ・ 新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、また医師に自宅待機指示を受けていないこと
- ・ マスクを持参し、来場中に着用いただけること（持参されていない方に対してはマスクを配布）
- ・ 来場された方すべての氏名（複数人グループの場合は来場代表者氏名）と連絡先を専用用紙に記入のうえ開示いただけること
- ・ 接触確認アプリ「COCOA」を来場者自身のスマートフォンにインストールし使用できる状態であること（推奨）
- ・ 万が一感染が発生した場合等、地方自治体や保健所への連絡先等個人情報の提供に同意いただけること

②入場時の対応について

- ▶すべての来場者へサーモカメラでの検温を実施し、万が一高温を検出した場合（37.5℃以上）は非接触体温計により再検温する。
- ▶専用用紙に氏名と連絡先の記入をお願いします。「接触確認アプリCOCOA」はダウンロード推奨に留める。
- ▶手指消毒を徹底する。
- ▶フェスタ案内チラシの配布は手袋を着用したスタッフが行う。
- ▶多目的ホール入口に設置された人数カウンターで会場内来場者の行動管理を行い、万が一会場内滞在者が1,000人を超えた場合は、混雑緩和のため一定時間入場を規制する。入場制限の解除は、カウンター上の会場内滞在者の状況を見ながら段階的に行う。

③会場内禁止行為について

- ▶一般的禁止行為（他の来場者の迷惑になる行為等）に加え、感染予防・感染拡大防止策に基づく主催者の指示に従わない場合は退場を促す。
- ▶そのほか対象とする行為。
 - ・ 入場時に注意事項として確認する内容に反する行為
 - ・ 大声の発生・会話

3. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

(1) 会場内で感染が疑われる者が発生した場合のフェスタ関係者（スタッフ）の対応

- ▶発生時は、まず①感染が疑われる方にはマスクを着用させ、②救護スペース（第1控室）に案内し、③県受診相談センターへの連絡を促す。
- ▶県受診相談センターの指示に基づき、退館されるまでフォローを行う。
- ▶上記に対応する者（スタッフ）は、マスクとフェイスシールドもしくはアイガード、手袋の着用を徹底する。

【連絡先】

受診相談センター（受付時間 9:00～17:15 ※土日祝含む）

電話：0120-567-492 ファクシミリ：0857-50-1033

<上記以外の時間>

西部地区受診相談センター（米子保健所内）

電話：0859-31-0029

(2) フェスタ関係者に感染が疑われる者が発生した場合

- ▶速やかに該当者の隔離等を行ったうえで県受診相談センターへ連絡し、指示を受けることとし、県

受診相談センター等の聞き取りに協力し必要な情報提供を行う。県受診相談センターの指示によって必要に応じて直ちに帰宅させ自宅待機とする。

- ▶県受診相談センターの指示により、PCR検査等を受検することになった場合は、直ちに米子コンベンションセンターに連絡をするものとする。

【連絡先】

米子コンベンションセンター

電話：0859-35-8111 ファクシミリ：0859-39-0700

- ▶フェスタ終了後14日以内にフェスタ関係者がPCR検査等を受検することになった場合も速やかに米子コンベンションセンターに連絡をするものとする。

4. 事業中止の判断基準等について

全国及び鳥取県内における新型コロナウイルスの感染拡大状況、地元医療体制の状況、フェスタ関係者ならびに来場者の感染リスク等を総合的に鑑み判断する。

(1) 感染状況に関する正確な情報源の確保

- ▶鳥取県新型コロナウイルス感染症(COVID-19)特設サイトを参照とする。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>)

(2) 開催中止の判断及び基準について

- ▶中止とする場合

- ・鳥取県において、政府による「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」が発令され、開催当日が実施期間に含まれることが確定した場合
- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部等より事業を中止せざるを得ない条件を求められた場合

- ▶飲食販売ブースの規模を縮小する条件（テイクアウトメニュー限定に縮小）

- ・米子市内を対象に「飲食店における営業時間短縮要請」が開催当日に発令されていることが確定した場合

5. 鳥取県への登録申請

○新型コロナウイルス感染予防に係るイベント開催申出制度

新型コロナウイルス感染拡大予防対策の一環として、鳥取県へ対し、開催内容や実施にあたって参照とする感染予防対策ガイドラインについて報告する。

- ▶申し出が必要となる要件

- ・1,000人超の集客を伴うイベント
- ・会場定員の50%を超える集客を伴うイベント

【提出先】

西部ワンストップセンター 〒683-0054 米子市糀町一丁目160 電話：0859-31-9637

以上

■参考にしたガイドライン

(1) 鳥取県

鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドライン

「販売促進イベントにおける事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1223029/021201_hansoku.pdf

(2) 業界団体

一般社団法人日本展示会協会

「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン

https://www.nittenkyo.ne.jp/shr/document/201006_guideline3.pdf